

令和5年度

相模原市自治会連合会

定期総会資料



と き 令和5年6月18日（日）

午後1時00分

ところ けやき会館2階 大研修室

相模原市自治会連合会



さがみはら
SDGs
パートナー
2023.12.17. 18:00現在

令和5年度相模原市自治会連合会定期総会

次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事
 - (1) 令和4年度相模原市自治会連合会事業結果報告（議案第1号）
 - (2) 令和4年度相模原市自治会連合会収支決算報告
及び記念事業基金収支決算報告（議案第2号）
 - (3) 会計監査報告

【退任理事あいさつ】

【役員及び理事紹介】
 - (4) 令和5年度相模原市自治会連合会事業計画（案）（議案第3号）
 - (5) 令和5年度相模原市自治会連合会収支予算（案）
及び記念事業基金収支予算（案）（議案第4号）
 - (6) 相模原市自治会連合会規約の一部改正（案）（議案第5号）
- 5 議長解任
- 6 閉会のことば

令和4年度相模原市自治会連合会事業結果報告

1 自治会活動の展開に向けて

1) 加入促進による自治会組織の強化と活動を推進します。

自治会の魅力を未加入者の方々に伝えながら、若者を取り込む手段として、自治会員専用割引（J i c h i P a s s）の内容充実に積極的に取り組み、令和4年度には新たな協力店の拡大に取り組み、令和5年度版（令和4年度中に作成）では約200の店舗等を自治会員応援店として獲得することができました。

高齢者の退会が増加傾向にあることなどから、会員数は微減し、残念ながら加入率は低下傾向となっておりますが、加入促進策や自治会退会者防止策について、引き続き検討・実施してまいります。

2) 市への政策提案・提言や市との協働を進め、課題解決に取り組みます。

令和4年11月に、相模原市全体に係る課題を取りまとめ、「政策要望書」を相模原市へ提出いたしました。また、要望に対しては令和5年3月に市から回答をいただきました。

3) 充実したホームページと的確な情報ツールの有効活用について検討します。

平成27年度にリニューアルを行ったホームページの運用開始から約7年が経過した本年度は、年間で49,396件と多くの方に閲覧いただきました。

22地区自治会連合会による情報の更新についても積極的に行い、22地区合計で年間172件の記事が掲載されました。

また、令和元年10月よりホームページ上から自治会加入申請できる機能を追加し、令和4年度の申請件数は30件で、加入しやすさに着目しながら特に情報に敏感な若い世代への自治会加入促進に繋げました。

4) まちづくり会議の主導や行政施策の方向付けを行う各種審議会等に参画します。

まちづくり会議・区民会議には地区自治会連合会役員等が委員として就任し、自治会が進める安全・安心なまちづくりの課題を必要に応じて提起し、地域づくりへの一定の成果を見ております。

また、相模原市の行政施策の方向付けを行う各種の審議会・協議会についても、理事が委員として就任し、住民生活に直結する事項について、自治会の意向が反映されるよう活動してまいりました。

5) 5つのホームタウンチームへの支援を行います。

ホームタウンチームへの支援について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響のより、試合日程の周知等の機会はありませんでしたが、今後も引き続きポスターの掲示や試合日程の周知などを行ってまいります。

2 安全・安心なまちづくりに向けて

1) 青パトを使った防犯・交通安全パトロールを実施し、市民への啓発活動を行います。

相模原市は「交通事故」発生件数が県内でも非常に多く、令和4年中の市内での交通事故件数は1,991件で、うち自転車に関係する交通事故件数は627件となっております。交通事故件数は、年々減少しているものの、「自転車交通事故多発地域」として指定がされていることから、今後も安全に安心して自転車を利用できるような意識醸成を図ってまいります。

また、各地区・自治会での防犯・安全安心まちづくりキャンペーンやパトロールなどは、防犯協会・交通安全協会などと連携して、地区の実態に合わせた取り組みが行われており、各単位自治会においても、日常的な防犯・交通安全パトロールについても、徐々に広がりを見せています。

2) 「地域防災計画」の活用や変化する災害に備えた避難所運営等の減災対策に取り組みます。

「地域防災計画」を活用し、防災意識の向上への取り組みが行われております。

また、防災・減災対策について会員に対する「自助」「近助」「共助」の理解促進の啓発とともに、地区ごとに課題を整理し減災に向けた組織の見直しや、防災に関する学習会・訓練などが実施されています。

3) 防犯カメラの設置促進と効果ある運用の研究を行います。

令和4年度は、市内36の団体で89台の防犯カメラが設置されました。

防犯カメラについては、犯罪抑止効果が実証されており、「相模原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、子どもや女性が犯罪に巻き込まれやすい危険箇所への設置が進められておりますが、設置場所や関係組織等との調整の煩わしさの解消や、地元の意向に沿った設置ができるよう、引き続き相模原市に要望し協議を進めてまいります。

3 会員の生活支援と環境を守る活動に向けて

1) リモートなど、新しい生活様式に沿った自治会活動の新たな手法を検討します。

令和4年度は市連の会議等で積極的にオンライン会議を実施したほか、これまでコロナ禍のため見合わせていた事業についても、感染防止に配慮して実施しました。

2) SDGs パートナーとして、気候変動をはじめとした地球の環境を守る活動を推進します。

5月30日の「きれいなまちづくりの日」などの地域清掃については、新型コロナウイルス感染症の拡大に配慮して、時期の延期等の措置を取って実施し、ごみ集積所については単位自治会による地域の実態に応じた管理等の取組が引き続き行われました。

3) 米軍基地の返還を実現するための取組を促進します。

米軍基地（キャンプ座間・相模総合補給廠・相模原住宅地区）による交通路の分断・騒音被害などの解消に対し、相模原市米軍基地返還促進等市民協議会の活動に参画することで対策に取り組みました。

4) 様々な高齢者支援をはじめとする会員の福祉対策を推進します。

社会福祉協議会と連携し、単位自治会・地区自治会連合会の実態に対応した高齢者の見守りなどの取り組みが広がっている中で、本会役員と地区社会福祉協議会役員による意見交換会を開催し、引き続き行政や社会福祉協議会などとの連携構築を進めております。

高齢者支援センターとの連携による認知症サポーターの増員、また、地域ケア会議地域づくり部会への参加や民生委員児童委員との連携強化などにより、会員の福祉対策に取り組みました。

5) 子ども会組織の活性化と子どもの居場所づくりを推進します。

子ども会組織の活性化及び子どもの居場所づくりについては、令和4年度は検討には至らなかったため、引き続き検討すべき事項としました。

6) 青少年健全育成への支援を行います。

登下校時の児童の見守り・いじめや児童虐待の防止などの青少年対策は、自治会活動として定着しておりますが、自治会の地域全体に対する貢献活動として認識しない保護者も見られるなど、地域・学校・行政が一体となって活動の成果として、自治会の存在の理解促進を進めることが課題となっています。

事業結果報告(時系列)

4月6日	4月役員会の開催 （出席6名） 理事会提出議案の審議
4月13日	4月理事会の開催 （オンライン併用 出席22名） (1) 行政からの依頼事項(10件) (2) その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた。 (3) 令和3年度事業結果案、令和4年度事業計画案について (4) 令和3年度収支決算、令和4年度予算案について (5) 令和4年度部会長・副部会長の選出について (6) 令和4年度市連定期総会について (7) 令和4年度市連レセプションについて (8) 市連契約有料ライセンスの各地区連での利用について (9) 令和4年度審議会等委員の推薦依頼について (10) 市連非常勤職員就業規程の改正について (11) 自治会加入案内に係る報奨金について (12) 「ウクライナ人道支援寄附金」に係る地域情報紙へ掲載について 以上について審議し承認及び決定した。
5月6日	5月役員会の開催 （出席6名） 理事会提出議案の審議
5月11日	5月理事会の開催 （出席22名） (1) 行政からの依頼事項(3件) (2) その他団体等からの依頼事項(4件) 以上について依頼を受けた。 (3) 自治会員専用割引(Jichi Pass)への追加契約について (4) 令和4年度審議会等委員の推薦について (5) 政策要望について (6) レセプションの形式について (7) マンション管理組合に市連が提案したい内容について (8) 未加入世帯の加入促進強化について (9) 定期総会資料について (10) ウクライナ避難民支援募金の実施に係る地域情報紙へ掲載について (11) 回覧板の作製について 以上について審議し承認及び決定した。

5月27日	<p>6月役員会の開催（出席6名） 理事会提出議案の審議</p>																																
6月4日	<p>6月理事会の開催（出席22名）</p> <p>(1) 行政からの依頼事項(2件)</p> <p>(2) その他団体等からの依頼事項(5件) 以上について依頼を受けた。</p> <p>(3) 地域活動功労者等感謝状贈呈式について</p> <p>(4) 定期総会について</p> <p>(5) 令和4年度自治会加入率(暫定版)及び奨励金(暫定版)について</p> <p>(6) マンションの管理組合に市自治会連合会が提案したい内容等について</p> <p>(7) 消防団に関する消防局への照会事項に対する回答について 以上について審議し承認及び決定した。</p>																																
6月4日	<p>令和4年度相模原市自治会連合会定期総会の開催</p> <p>※各地区委員1名出席 (全員に事前資料を送付の上、書面表決の提出を依頼)</p> <p>議 題 (1) 令和3年度相模原市自治会連合会事業結果報告</p> <p>(2) 令和3年度相模原市自治会連合会収支決算報告 及び記念事業基金収支決算報告</p> <p>(3) 会計監査報告</p> <p>(4) 令和4年度相模原市自治会連合会事業計画(案)</p> <p>(5) 令和4年度相模原市自治会連合会収支予算 及び記念事業基金収支予算(案)</p> <p>以上について審議し承認及び決定した。</p>																																
7月2日	<p>地域活動功労者等感謝状贈呈式</p> <p>被顕彰者 個人115名 団体9団体 寄付団体2団体 退任理事2名</p> <p>【地域活動功労者等表彰・個人】 (敬称及び外字略)</p> <table border="0"> <tr> <td>(橋本地区)</td> <td>佐藤 勤</td> <td>小田原 孝一</td> <td>安藤 和之</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原 敦睦</td> <td>小俣 武久</td> <td>上野 洋子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原 広則</td> <td>荒井 信好</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(大沢地区)</td> <td>海賀 邦夫</td> <td>長谷川 静江</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(城山地区)</td> <td>林 和博</td> <td>茅山 尚美</td> <td>中島 義夫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>齋藤 純二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(津久井地区)</td> <td>門倉 尚</td> <td>佐藤 和弥</td> <td>藤原 新智</td> </tr> <tr> <td></td> <td>猫塚 忠助</td> <td>鶴見 健</td> <td>武居 信行</td> </tr> </table>	(橋本地区)	佐藤 勤	小田原 孝一	安藤 和之		原 敦睦	小俣 武久	上野 洋子		原 広則	荒井 信好		(大沢地区)	海賀 邦夫	長谷川 静江		(城山地区)	林 和博	茅山 尚美	中島 義夫		齋藤 純二			(津久井地区)	門倉 尚	佐藤 和弥	藤原 新智		猫塚 忠助	鶴見 健	武居 信行
(橋本地区)	佐藤 勤	小田原 孝一	安藤 和之																														
	原 敦睦	小俣 武久	上野 洋子																														
	原 広則	荒井 信好																															
(大沢地区)	海賀 邦夫	長谷川 静江																															
(城山地区)	林 和博	茅山 尚美	中島 義夫																														
	齋藤 純二																																
(津久井地区)	門倉 尚	佐藤 和弥	藤原 新智																														
	猫塚 忠助	鶴見 健	武居 信行																														

	高崎 享	五十嵐 茂好	
(相模湖地区)	佐々木 裕修	中里 和司	藤本 博道
	塚原 好永	和田 忠光	
(藤野地区)	西野 道信	落合 忠	坂下 正己
	清水 正俊	野崎 光也	
(小山地区)	常盤 久男	上間 保人	小野寺 隆雄
	笠原 昌昭		
(清新地区)	郡谷 照雄	遠山 大輔	下田 正夫
	立石 和彦		
(横山地区)	大久保 秀子	松下 久雄	坂元 俊美
	鈴木 崇		
(中央地区)	角田 実	小林 靖彦	滝口 清吾
	館脇 智幸	三平 幸治	守屋 憲
(星が丘地区)	近藤 大助	齋藤 哲夫	天野 文峰
(光が丘地区)	緑川 晃二	平田 慎一	阿部 正宣
(大野北地区)	武重 操	山本 廣美	佐野 由基弘
	宮城 利博	北 幸人	寺田 裕
	池田 昌幸		
(田名地区)	花房 博文	山田 二郎	重村 辰朗
(上溝地区)	佐藤 徹	井上 正美	迫 加津旺
	亀崎 昭		
(大野中地区)	大谷 喜郎	須藤 悦子	棚原 美枝
	山崎 好博	細谷 益雄	富樫 重行
	嶋野 長雄		
(大野南地区)	金山 光代	落合 政雄	中里 一彦
	白倉 健二	金子 武雄	野津 朝男
	石原 義英	遠藤 まゆみ	山崎 正昭
(麻溝地区)	河田 芳夫	望木 謙二	加藤 武
	落合 敏宏	馬場 利英	荒井 勉
	櫻井 正宏		
(新磯地区)	溝呂木 明	新井 正雄	村松 和彦
	黒滝 豊	川崎 基	
(相模台地区)	島田 潔	山下 禎之	岡部 重紀
	矢敷 光世	梅垣 洋一	水口 和子
(相武台地区)	川島 和章	上野 恵悦	右田 隆一
	柴原 正幸	林 一朗	竹田 修
(東林地区)	根岸 秀生	高安 孝至	松藤 一郎
	坂本 正路	石井 次男	

【地域活動功労者等表彰・団体】

宮上本町自治会(橋本地区)
城北自治会(城山地区)
中町自治会(相模湖地区)
東第三自治会(中央地区)
並木2丁目独立防災隊(光が丘地区)
自治会法人上矢部自治会広報委員会(大野北地区)
自治会法人谷戸自治会(麻溝地区)
上磯部自治会連合会(新磯地区)
相武台グリーンパーク自治会連合会 広報部(相武台地区)

【寄付団体】

相模原市印刷広告協同組合
相模原事務用品協同組合

【退任理事】(敬称及び外字略)

牛尾 良一(中央地区)
志村 勝美(田名地区)

7月6日

7月役員会の開催 (出席7名)
理事会提出議案の審議

7月13日

7月理事会の開催 (オンライン併用 出席22名)
(1) 行政からの依頼事項(8件)
(2) その他団体等からの依頼事項(11件)
以上について依頼等を受けた。
(3) ユニコムプラザさがみはらまちづくりフェスタについて
(4) 相模原市駐車場ビジョン検討委員会委員の推薦について
(5) 自治会員専用割引(Jichi Pass)への追加契約について
(6) 令和4年度市連定期総会の意見等への回答の送付について
(7) 令和4年度市原市町会長連合会視察研修について
(8) 令和4年度相模原市自治会連合会理事視察研修について
(9) 政策要望について
(10) 広報部会への提案について
(11) 加入促進部会で今後議論していきたいことについて
(12) 加入促進に係る奨励金について
(13) マイナンバー登録の手伝いについて
(14) 防災訓練への非自治会員の参加について
(15) コミュニティ形成団体への奨励金の支出時期について

	<p>以上について審議し承認及び決定した。</p>
7月27日	<p>8月役員会の開催（出席6名） 理事会提出議案の審議</p>
8月3日	<p>8月理事会の開催（オンライン併用 出席21名）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政からの依頼事項(5件) (2) その他団体等からの依頼事項(8件) 以上について依頼を受けた。 (3) スマイルフェス2022への出展について (4) さがみはら市民活動フェスタ2022での自治会加入促進CPについて (5) ユニコムプラザさがみはら「まちづくりフェスタ」について (6) 政策要望について (7) マンション管理組合との連携に係る上申書への回答について (8) 自治会員専用割引の拡充に係る事業者への依頼文、物品、地域情報紙への掲載について 以上について審議し承認及び決定した。
9月7日	<p>9月役員会の開催（出席6名） 理事会提出議案の審議</p>
9月14日	<p>9月理事会の開催（オンライン併用 出席22名）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政からの依頼事項(4件) (2) その他団体等からの依頼事項(2件) 以上について依頼を受けた (3) 自治会員専用割引への追加契約について (4) 自治会員専用割引への追加契約に係る地域情報紙掲載について (5) スマイルフェスへの出店について (6) さがみはら市民活動フェスタ2022について (7) 市民協働推進関連事業運営団体選考委員会委員の推薦について (8) 政策要望について (9) 自治会員応援店について (10) 自治会掲示板交付申請について (11) 自治会等活動推進奨励金交付要領及び取扱基準の改正について 以上について審議し承認及び決定した。

9月26日 ・27日	理事視察研修会の実施 視 察 先 福島県福島市 参加理事 15名
10月5日	10月役員会の開催 （出席6名） 理事会提出議案の審議
10月12日	10月理事会の開催 （オンライン併用 出席21名） (1) 行政からの依頼事項(2件) (2) その他団体等からの依頼事項(4件) 以上について依頼を受けた (3) 令和5年度市連役員会・理事会その他の日程について (4) 市民活動フェスタについて (5) 地域福祉活動等策定委員会の委員の推薦について (6) 令和5年賀詞交換会について
11月1日	自治会報(第80号)発行 加入全世帯(約17万世帯)を対象に配布した。
11月2日	11月役員会の開催 （出席7名） 理事会提出議案の審議
11月4日	政策要望書の提出(※要望書についてはP14に掲載) 会 場 特別応接室 出席者 相模原市 本村市長、川村市民局長 他 市連 役員2名 要望内容 (1) 地域活性化事業交付金の財源を利用した新たな補助制度の創設 (2) 人口減少進行地域における移住促進策の強化 (3) 空き家・ゴミ屋敷が地域にもたらす被害の解決 (4) ごみ置場の設置・管理体制の強化 (5) 消防団の課題解決に向けた取組の推進 (6) 避難所立ち上げの迅速化と安全の担保 (7) 防犯カメラに係る補助制度の充実 (8) 新斎場の早期整備
11月9日	11月理事会の開催 （オンライン併用 出席20名） (1) 行政からの依頼事項(2件) 以上について依頼を受けた。

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 令和5年市連賀詞交換会次第について (3) 令和5年度市連日程修正案について (4) 市民活動フェスタについて (5) 自治会員応援店の募集について (6) 自治会員専用割引への追加契約に係る地域情報紙掲載について (7) 神奈川県弁護士会相模原支部弁護士相談割引の周知について (8) こどもタウンニュースへの掲載について (9) プレジャーフォレスト50周年事業の周知に係る地域情報紙への記事掲載について (10) クラシックカーツーリング大会「Route di Sagamihara」の開催に係る後援について <p>以上について審議し承認及び決定した。</p>
11月18日	<p>千葉県市原市の視察来会 役員が出席し、意見交換等を行った。</p>
12月7日	<p>12月役員会の開催（出席7名） 理事会提出議案の審議</p>
12月14日	<p>12月理事会の開催（オンライン併用 出席22名）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政からの依頼事項(6件) (2) その他団体等からの依頼事項(4件) 以上について依頼を受けた。 (3) 一般廃棄物最終処分場見学会の実施について (4) 令和5年度自治会役員名簿について (5) 令和5年相模原市自治会連合会賀詞交換会について (6) 市連次期会長及び役員の改選について <p>以上について審議し承認及び決定した。</p>
1月6日	<p>1月役員会の開催（出席6名） 理事会提出議案の審議</p>
1月11日	<p>1月理事会の開催（出席21名）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政からの依頼事項(2件) (2) その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた。 (3) 次期市連役員について (4) 第50回相模原市民若葉まつりへの参加について (5) 自治会員応援店への登録について

(6) 市連事務室のレイアウトについて
以上について審議し承認及び決定した。

2月1日

相模原市自治会活動功労者感謝状(相模原市長感謝状)贈呈

地域活動を積極的に行い、住民福祉の向上と明るいまちづくりに貢献していただいた、68名の方に市長から自治会活動功労者感謝状を贈呈

(敬称及び外字略)

(橋本地区)	谷岡 泰光	野山 秀夫	西野 和子
	中里 好男	勝野 次雄	
(城山地区)	泉 篤志		
(津久井地区)	熊谷 弘	本田 泰章	小島 実
(相模湖地区)	荒井 薫	清水 創	溝口 仁
(藤野地区)	西野 道信	落合 忠	清水 正俊
(小山地区)	大久保 武彦	遠藤 秀雄	菊池 敏文
(清新地区)	郡谷 照雄		
(横山地区)	清水 須以子	坂元 俊美	
(中央地区)	菅原 毅	小野 雅夫	
(光が丘地区)	馬場 吉博	松本 頼和	
(大野北地区)	山崎 章	矢口 恵美子	井上 季夫
(田名地区)	高野 仁		
(上溝地区)	倉橋 強治	佐藤 徹	
(大野中地区)	細谷 末高	小椋 幸広	原口 和博
(大野南地区)	野津 朝男	石原 義英	遠藤 まゆみ
	金山 光代	中里 一彦	落合 政雄
	山崎 正昭	金子 武雄	白倉 健二
(麻溝地区)	原田 勝弘	福田 良作	井上 巧
	古川 富雄	石川 雅美	小泉 健一
	栗山 誠	小林 郁教	座間 和幸
	平本 喜美		
(新磯地区)	伊藤 正昭	門田 聡	
(相模台地区)	大野 勝明	山田 英子	中村 裕代
	小牧 幸子	若林 町子	林 文信
(相武台地区)	河野 和子	黒滝 幸夫	藤内 和子
	中林 満里子		
(東林地区)	高安 孝至	相場 宏章	山本 静子

※新型コロナウイルス感染症の影響により、贈呈式は行われず、
まちづくりセンター等を通して贈呈

2月1日	2月役員会の開催 （出席7名） 理事会提出議案の審議
2月8日	2月理事会の開催 （オンライン併用 出席20名） (1) 行政からの依頼事項(6件) (2) その他団体等からの依頼事項(7件) 以上について依頼を受けた。 (3) 市民・大学交流センター地域情報コーナーの利用申請について (4) 令和4年度自治会加入促進キャンペーン実施計画書について (5) 非常勤職員の賃金単価の改定について (6) 令和5年度相模原市自治会連合会 部会員構成について (7) 市連刊行物の配布に関する地域情報紙への掲載について (8) 令和5年度相模原市自治会連合会事業計画について (9) 自治会員応援店への登録について (10) 令和5年度定期総会日程変更について (11) 次期市連役員について (12) 各部会の検討状況について (加入促進部会・総務部会・広報部会・防災安全部会) 以上について審議し承認及び決定した。
3月1日	自治会報(第81号)発行 加入全世帯(約17万世帯)を対象に配布した。
3月1日	3月役員会の開催 （出席7名） 理事会提出議案の審議
3月8日	3月理事会の開催 （オンライン併用 出席21名） (1) 行政からの依頼事項(3件) (2) その他団体等からの依頼事項(2件) 以上について依頼を受けた。 (3) 令和5年度市連予算について (4) 地域活力推進員について (5) 部会検討状況について (6) 自治会等活動推進奨励金交付要領及び取扱基準の改正について 以上について審議し承認及び決定した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった事業

・4月2、3日 市民桜まつりへの参加

理事による意見交換会：3回

令和5年度への政策要望及び市からの回答について

要望1. 地域活性化事業交付金の財源を利用した新たな補助制度の創設

地域活性化事業交付金は、これまで地域課題を解決するために多くの事業に活用されてきたが、年々交付額が減少してきている。

この制度は、1団体3回まで交付を受けることができるが、地域で活動する団体の多くは寄付金や協賛金を集めることができず、自立し事業を継続するのは困難な状況である。

本来であれば、自治会などの地域が出資や寄付を行い、応援し育てていくものであることは承知しているが、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めてから、地域や地域住民の疲弊は顕著になってきており、地域が応援できる状況にはないのが現状である。

また、この制度は市内統一の制度であるため、区ごとのニーズの違いに対応できていない。

このことから、地域住民のニーズに合わせた新たな補助制度の創設と、地域活性化事業交付金の制度の変更を行い、2つの補助制度を活用しコロナ禍で落ち込んだ地域の活性化に寄与できるよう早急に対応すべきと考える。

については、市と地域がパートナーとして地域を活性化できるよう、次の3点を要望する。

- (1) 地域活性化事業交付金の財源を活用し、区のニーズに合わせた新たな補助制度を創設すること。
- (2) 地域活性化事業交付金を多くの団体が簡易な手続きで交付を受けられるよう制度変更の検討を行うこと。
- (3) 地域活性化事業交付金の活用事例だけでなく、企業協力や地域からの寄付など、自立を可能とした方法などの紹介を行い、新たな担い手が育ち継続していくための情報提供等を行うこと。

【回答】

地域活性化事業交付金につきましては、より適正な制度の運用に向けて、令和4年度から、各区役所と市民局においてワーキンググループを設置し、交付要綱等の見直しの検討を進めております。

要望(1)及び(2)につきましては、令和5年度以降も、当該制度の在り方も含めまして、まちづくり会議等を通じて地域のご意見やニーズ等を捉えて、検討を継続してまいります。

要望(3)につきましては、現在、神奈川県が行っている民間事業者との協力によるコミュニティの課題解決を目的とした「コミュニティ再生・活性化モデル事業」や他都市の事例を、貴連合会の会議を通じて紹介しております。

今後につきましては、市民活動及び地域活動の支援を行っている「さがみはら市民活動サポートセンター」が持つ民間の助成金情報等の活用の促進を図るほか、引き続き担い手育成等の地域活性化に資する情報について、収集と提供に努めてまいります。

要望 2. 人口減少進行地域における移住促進策の強化

相模原市では転入者が転出者を上回る転入超過が全国 10 位である反面、特に緑区の中山間地域においては高齢化率が高くなっており人口の減少も一層進んでいる。

そのような状況の中で、将来を見据え地域の活性化を図るためには移住政策の構築が必要不可欠であると考えます。

現在では、自然豊かな環境でのリモートによる新しい働き方や新たな生活スタイルを望む人も増えている。相模原市の中山間地域はキャンプや川遊びなどのアウトドア、サイクリング、石老山・嵐山・陣馬山のハイキングや、農業人口の高齢化により耕作されていない田畑を利用した新規農業や家庭菜園の楽しみなど、都会とは違う自然を生かした豊かな生活を送ることも可能である。

地域の活性化を図るため、移住希望者のニーズも踏まえ、移住政策を建設的かつ具体的に進めていくことが必要であることから、次の 2 点を要望する。

- (1) 現在空き家バンクが設置されているが、具体的活用が不十分であるため、空き家や住宅建設可能な宅地情報の収集、空き家バンクの活用等を担う、移住促進専門の担当部署を設置すること。
- (2) 収集した情報を、専用のホームページなど広く広報するシステムを作り、移住希望者と家主・地主や業者との橋渡しをする仕組みを整備すること。

【回答】

要望(1)につきましては、現在、本市空き家バンクの登録件数は1件となっております。

移住促進に係る取組といたしましては、本市の協働事業提案制度事業(令和3年度～令和5年度)として中山間地域の団体(藤野観光協会)が窓口となり、空き地・空き家の情報収集、移住に関する相談・物件案内などを行っております。(令和3年度実績:160件の相談、17件の移住契約実績)

今後につきましては、引き続き、空き家バンクの周知を行うとともに、登録及び活用が促進される取組を検討してまいります。また、既存の取組も含め、空き地・空き家の情報収集、移住に関する相談・物件案内などを行う移住促進を担う専門部署につきましては、必要性も含めて研究してまいります。

要望(2)につきましては、現在、中山間地域の団体(藤野観光協会)による取組として、移住希望者を対象にした特設ホームページ「里まっち」による広報のほか、物件案内をはじめとする移住希望者と家主等との橋渡しが行なわれております。(令和3年度ホームページ閲覧件数:約46,000件)なお、中山間地域の住宅については、先祖代々から受け継ぐ住宅が多いため、市場へ流通されない状況がございます。

今後につきましては、移住希望者に情報が届くよう、ホームページなどを通じて広く発信する仕組みは重要であることから、更なる情報発信が可能となるよう取組を進めてまいります。また、移住・定住の前提となる空き家の家財整理や空き家バンクの登録促進について検討してまいります。

要望3. 空き家・ゴミ屋敷が地域にもたらす被害の解決

空き家やゴミ屋敷はどの地域にも存在し、その対応に近隣住民や自治会は苦慮しており、これらもたらす地域への被害は非常に大きくなっている。

これまで、居住者が施設入居などで空き家になる場合は、可能な限り本人や親族の連絡先を聞き、植木が倒れたなどの住居に異変が起きた場合には、自治会から連絡し対応をお願いするなど、可能な限り対応を行ってきた。

しかしながら、所有者不明の住居、ゴミ屋敷や管理不全空き家に対し全く対応しない所有者への働きかけは自治会だけでは非常に困難である。

また、このような住居は、ネズミ、ゴキブリ、ハクビシン、アライグマ、ノラネコの恰好な棲み家となり、近隣への被害を拡大している。

さらに、放置された住居は迷惑施設となるだけでなく、老朽化によるブロック塀や建物の倒壊の危険性が高まり、地震・台風などの災害時には、被害の拡大に繋がってしまう状況である。

今後は、高齢化がさらに進み、空き家等が増えることが容易に想定できることから、自治会と市が協働で行っている地域の美化や、安全・安心のまちづくり推進などを阻んでいる、こうした課題を解決するために次の4点を要望する。

- (1) 地方自治体が空き家問題に対応しやすくなるような法改正を国に求めること。
- (2) 市のホームページに空き家の事象ごとに対応する部署が分かる一覧の掲載や、各担当課の対応履歴等の情報共有システムを構築し、併せて、空き家、ゴミ屋敷、害獣被害による資産価値の下落に対する窓口の創設と各課題に対する窓口の一本化による市民サービスの向上を図る組織体制の構築を行うこと。
また、空き家所有者への既存制度の周知を図るとともに、空き家にする事でのデメリットを伝えるなど、市の広報紙やポスター等を利用し空き家を増加させないための啓発活動を行うこと。
- (3) 害獣認定の範囲の拡充と処分できない獣等の引き取り対応等のシステムを構築し、地域課題に寄り添った新たな捕獲方法の検討や状況に応じた捕獲方法の選択肢の拡充を行うこと。
- (4) 建物・ブロック塀等の老朽化に伴う2次被害への対応策を検討するとともに、管理が著しく悪い空き家については、管理不全空き家として通常対応とは違う空き家に指定し、所有者への勧告回数の増加及び地域被害の状況を伝えるなど改善に向けた対策の強化を行い、最終的には強制執行も行うこと。

【回答】

要望(1)につきましては、これまで、地方分権改革に関する提案募集制度により、地方から国へ空き家対策に関する法改正などについての提案が行われており、現在国においても管理不全の空き家に対して固定資産税の住宅用地特例を解除するなどの法改正の動きがあるところで

す。

今後につきましても、空き家対策の推進に関する課題について研究を行ってまいります。

要望(2)につきましては、現在、空き家に関する相談は、対応する窓口を市ホームページへ掲載しております。また、空き家対策に関する啓発につきましては、管理不全な空き家の所有者に対し既存制度や放置のリスクなどについてのチラシを送付するほか、出前講座を開設してお

ります。

今後につきましては、空き家に関する相談について、市民により分かりやすく、効率的な対応ができるよう、庁内関係課による連携体制を研究してまいります。

要望（3）につきましては、有害野生鳥獣の駆除等のために捕獲等を行うには、申請・許可が必要となります。

市では、有害野生鳥獣による被害を受けている方のうち、特定外来生物であるアライグマ及び生活被害を発生させているハクビシン（原則として被害等防除対策によっても被害等が防止できないと認めるとき）について、捕獲許可を受けている業者に委託し、被害を受けている方の所有地に「はこわな」をしかけ捕獲及び引き取り処分を行っております。

空き家に生息する有害鳥獣につきましては、所有者の意向が確認できないことや、わなを仕掛けている間の管理ができないため、わなの仕掛けは困難となっております。

こうしたことから、市の委託業務で対応出来ない有害鳥獣の捕獲等につきましては、被害を受けている方が民間業者に委託されたい場合は、民間の害獣等駆除業者を紹介している「公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会」をご案内しております。

今後につきましては、空き家に営巣するアライグマやハクビシンといった有害鳥獣の駆除について、所有者への対応依頼を一層強化してまいります。また、空き家に営巣する有害鳥獣等につきましては、関係部署と対応について検討を行ってまいります。

要望（4）につきましては、倒壊のおそれがあるなど状態が悪く、地域住民へ悪影響を及ぼす空家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空き家法」という）」に基づき、特定空家等に認定し、所有者への指導や勧告などを実施しております。

ブロック塀等につきましては、地震発生時における倒壊などによる災害を未然に防止するため、撤去補助制度を設けております。

空き家法に基づく代執行の実施につきましては、所有者の財産権の制約を伴う行為であることから、当該空き家が周辺に影響を及ぼす影響を踏まえ、慎重な検討が必要であると考えております。

要望 4. ごみ置場の設置・管理体制の強化

市のごみ収集はステーション方式が採用され、ごみ置場は排出者側で確保し、管理することになっているが、ごみ置場の多くは自治会が設置し、当番制による清掃、補修、ごみ出しルールの啓発等により、適正な管理に努めている。

しかし、新たなごみ置場は用地の確保が難しい一方、既存のごみ置場は粗大ごみの不法投棄、収集日以外のごみ出し、分別の不実施、事業系ごみの混入等が一向になくならず、ごみの散乱などで環境衛生上も問題になっている。

また、ごみ置場は自治会の会員以外の住民も利用しており、自治会の加入率が5割を下回っている現状を踏まえれば、もはや自治会だけの責任で適正に管理していくことは難しいのが実状である。

そのため、市もごみ置場の設置・管理について一定の責任を持ち、市と自治会が協働して対応していく必要があると考えており、次の5点を要望する。

- (1) 市もごみ置場の設置・管理について一定の責任を持ち、市と自治会が協働して対応していくことを「一般廃棄物処理基本計画」の中に明記すること。
- (2) 自治会未加入の住民に対して、ごみ出しルール等の啓発を強化すること。
- (3) ごみ収納容器購入費やごみ置場補修費の助成制度を創設すること。
- (4) 公園等市有地へのごみ置場設置許可について、「ごみの適正な処理体制の整備」という政策的な観点から配慮すること。
- (5) 自宅前やマンションで指定設置されたごみ置場ではごみが散乱していることは少ないが、複数の戸建住宅が共同で使用するゴミ置場ではゴミが散乱されたままであることが多く、車の通行にも支障を及ぼすことがある。そのため、マンションや資源ごみを除き、有料かつ段階的でも一般ごみの戸別収集を実現する方向で検討すること。

【回答】

要望(1)につきましては、ごみの減量化・資源化の基本的な方針・方向性を定めた計画となる「一般廃棄物処理基本計画」を、令和5年度に改定(中間見直し)する予定としております。ごみ置き場の設置・管理に係る市と自治会の協働の在り方につきましては、計画の改定を進める中で検討してまいりたいと考えております。

なお、各自治会などの特有の課題につきましては、引き続き個別に対応させていただくなど、連携の強化に努めてまいります。

要望(2)につきましては、小学生や幼稚園児などへの環境教育はもとより、市と地域の連携による早朝啓発や集合住宅の管理会社への働きかけなど、自治会の加入・未加入を問わず市民全体へ行っております。

今後につきましても、こうした取組を継続するとともに、他都市の取組についても情報収集し、本市にあった効果的な啓発方法について検討してまいります。

要望(3)につきましては、平成21年度までは「資源分別回収事業奨励金」として交付しておりましたが、平成22年度から自治会等の活動の円滑化、相互の連絡・調整、意見の集約その他の地域活動の推進を支援するための、「自治会等活動推進奨励金」に含め交付させていただいております。

今後につきましても、「自治会等活動推進奨励金」として交付してまいりたいと考えておりますが、今後、社会経済状況等を鑑み、奨励金の積算方法などにつきまして検討してまいります。

要望（４）につきましては、公園へのごみ・資源収集場所の設置については、都市公園法第２条において、公園内に設置できる物件は、都市公園施設（園路、広場、植栽、遊具等の公園管理者が都市公園の効用を全うする施設）に限られており、その他の物件は、別途占用許可で設置についての可否の判断を行っております。ごみ・資源集積場所の設置については、占用許可では都市公園法第７条及び都市公園法施行令第１２条に定められた物件に該当しないことから、設置を許可することが出来ませんので、公園内のごみ・資源集積場所設置の要望にはお答えいたしかねます。

なお、今後につきましては、ごみ・資源集積場所の設置について、地域からの相談をお受けするとともに、本市と同様に苦慮している他都市の状況等について調査研究を行ってまいります。

要望（５）につきましては、ごみ・資源の有料化及び戸別収集は、現状のステーション収集と比較し、排出者責任の明確化、集積場所のトラブル解消、ごみ出し負担の軽減などのメリットがある一方、収集経費の増加、安定した収集体制の確保を図ることなどの課題がございます。

今後につきましては、他都市への調査結果に基づき、戸別収集に切り替えた自治体の状況や市民ニーズの把握を行うとともに、本市に適した収集体制の在り方について検討してまいります。

要望 5. 消防団の課題解決に向けた取組の推進

近年の自然災害の多発等を受け、消防団への期待はますます高まっているが、団員の不足や、自治会加入率が減少している中での消防後援会費等の地域負担の在り方など、将来の存続が懸念される課題を抱えている。市には、こうした課題を真摯に受け止め、現場で活動している消防団員の声を大事にしながら、自治会とも連携して解決に向けた取組を進める責任があると考え、ついでには、早期に改善が必要な次の4点を要望する。

- (1) 消防団からの報告を見ると、市の責任において配備すべき装備品や被服の購入、消防団詰所の修繕等に後援会費が充てられている事例が散見され、消防団員からは「市に要望等を上げても対応してもらえない」との声を聞くため、消防団員の要望が反映され、必要な予算措置ができる仕組みを構築すること。
- (2) 消防団活動に必要な被服について、貸与される活動服は1着だけで着替えがなく、防寒衣は団員間で受け継ぐことになっている。また、運営交付金も一人年額3,600円で、必要なものを揃えることは難しい状況である。棄損などへの対応も、団員への周知が徹底されておらずハードルが高くなっているため、団員が気持ち良く活動できるよう、消防団活動に必要な被服のあり方について見直しをすること。
- (3) 防災資機材等の装備品について、国の定める基準に基づき配備されているが、必要な装備品には地域差があり、市で配備された以上の装備品を、やむなく後援会費で購入している事例も多く見られるため、現場の消防団員の要請に応じた柔軟な整備計画を策定し、装備の充実を図ること。
- (4) 消防団の地域における役割が変わってきている中で、特に住戸の少ない地域では、団員の確保や後援会費の負担が大きな問題となっている。これまで通りの部隊編成の維持が困難な地域もあるため、市が主体となり、消防団の適正な配置等について、自治会や消防団と協議を進めること。

【回答】

要望(1)につきましては、消防団からの市に対する装備品や被服の購入、消防団詰所の修繕等の要望は、消防団から提出される毀損届や申請書に基づき、安全性・緊急性等を加味し、優先順位を付けて対応しております。

今後につきましては、この毀損届や申請書の提出を徹底させるため、消防団に丁寧な説明を行い、消防団の意見を伺いながら課題を整理してまいります。

要望(2)につきましては、消防団活動に必要な被服は、新入団員に対し、厚手の活動服と薄手の活動服の合計2着を貸与しているほか、防寒衣については、各部が必要とする数を貸与した中で、経年劣化等の状態に鑑み、部内での引継ぎや毀損による被服の要求に対応しております。

今後につきましても、消防団活動に対する運営交付金の適正金額の検討や消防団員へ毀損の対応について周知を図るとともに、被服の在り方について必要な見直しに努めてまいります。

要望(3)につきましては、防災資機材等の装備品は、消防団員と消防団車両を所管する課で構成する「相模原市消防団車両等審議委員会」を年2回開催し、概ね15年の車両更新時期

に合わせて必要な資機材を配備しております。

今後につきましても、消防団員の意見を伺いながら、地域実情における必要な装備の充実に努めてまいります。

要望（４）につきましては、消防団の適正な配置等は、災害の激甚化・多様化により、地域防災力の中核である消防団員の重要性が増す状況下において、消防団員は減少傾向にあることから、これまで地域の実情や、当該地域の消防団員及び地域住民の意見により、消防団の部隊統合を実施した地域もあります。

このようなことから、消防団の適正な配置について、地域や消防団と連携を図りながら協議を進める必要があると考えております。

要望 6. 避難所立ち上げの迅速化と安全の担保

地震発生時、避難所の開設にあたり、避難所運営協議会、市担当者、学校職員でマニュアルに基づき施設の安全確認を行うことになっているが、この確認を行う者は大多数が建築知識のない者であり、安全性の担保が難しい。

一方、市内には「応急危険度判定士」の資格を持ち、市に届出している建築士が多数いるが、市の委託を受けている応急危険度判定士は届出員の内の極一部であり、発災後に避難所へ派遣するにしても絶対数が足りない。

避難所開設の迅速化と発災後の避難所開設に関する安全性の向上を図るため、応急危険度判定士資格を持つ建築士と任意契約し、市内各避難所に割り当て、避難訓練へ参加していただくことを要望する。

【回答】

本市では、避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営協議会等に配布しております。そのマニュアルにおいて、避難所の開設が必要となる場合には、施設管理者または避難所運営協議会の皆様が、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会作成）」を参考に市が作成した安全確認チェックリスト表に基づき、施設の確認を行っていただくこととしております。

その結果、開設する避難所において、詳細な確認が必要となる場合につきましては、避難所からの要請に基づき、応急危険度判定士の資格を持つ市職員が対応を行うこととしております。

今後につきましても、避難所開設に関する安全性の向上に向け、迅速な対応に努めてまいります。

要望 7. 防犯カメラに係る補助制度の充実

防犯カメラは、設置を求める声が大変多く、現在、県との協調補助で行っている当該補助制度の、継続を要望する。また、既存の設置費補助の充実や維持管理費の補助制度の創設、補助金の前払いを含む、より簡便で柔軟な補助制度の運用を併せて要望する。

【回答】

防犯カメラ設置費補助制度は、貴連合会等からの設置促進の要望を受け、県との協調補助による制度として平成28年度に創設しております。県においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域防犯力の強化のため、平成31年度までの予定で補助制度を運用することとしておりましたが、地域からの防犯カメラの設置ニーズの高まりを受け、本市をはじめとした県内自治体からの補助制度の継続要望等により、令和4年度まで補助制度の運用期間を延長しております。

こうした状況の中で、本市では、県に対し補助制度の継続について要望を行っており、現在、県では、令和5年度以降も引き続き補助制度を継続することについて検討しているものと承知しております。

本市では、令和2年度から必要な地域により多くの防犯カメラが設置できるよう、補助上限額の見直しを行うとともに、令和3年度からは貴連合会加入の自治会がより円滑な補助申請手続きが行えるよう、提出書類の省略や簡素化・簡略化、エクセルシートによる申請書類作成の省力化などを行いました。

現時点では、維持管理費用に対する助成や補助金の前払いについては考えておりませんが、今後につきましても、より一層、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進していくため、設置費補助制度を継続実施することにより、地域の皆様の取組を後押しし、より多くの防犯カメラが設置され、地域防犯力の向上が図られるよう努めてまいります。

なお、市補助制度を開始した平成28年度から令和3年度までの6年間の実績は、89団体、273台となっており、令和4年度は36団体、89台に補助金を交付する見込みとなっております。

要望 8. 新斎場の早期整備

(仮称)新斎場整備事業について、行財政構造改革プランの位置づけで「最終候補地青山においては検討・調査は実施する」との方針になっているが、市内の火葬需要への十分な対応ができるよう、既存の斎場の機能拡充のみならず、新斎場についても早期整備を要望する。

【回答】

(仮称)新斎場整備事業につきましては、令和元年東日本台風の際に、最終候補地「青山」において、土砂の流出が見られたことから、土砂災害対策の慎重な検討が必要と判断いたしました。

現在は、土砂災害対策の工法や規模、安全性に配慮した施設配置などの検討を行っており、今後につきましては、最終候補地「青山」における土砂災害対策をはじめとした課題解決を図ったうえで、地域の皆様のご意見を伺いながら、本事業を進めてまいります。

令和4年度相模原市自治会連合会収支決算報告

令和4年4月1日～令和5年3月31日

<収入>

(単位：円)

科目名		a予算額	b収入済額	増減(b-a)
項	目			
分担金	地区自治会連合会分担金	4,078,700	4,040,500	△ 38,200
補助金		35,898,000	35,894,770	△ 3,230
	市自治会連合会補助金	35,878,000	35,878,000	0
	防犯灯施設賠償責任保険料補助金	20,000	16,770	△ 3,230
奨励金	自治会等活動推進奨励金	141,327,000	131,263,940	△ 10,063,060
繰越金	前年度剰余金	2,894,215	2,894,215	0
雑収入	その他雑収入	479,085	527,000	47,915
合計		184,677,000	174,620,425	△ 10,056,575

<支出>

科目名			a予算額	b支出済額	増減(a-b)
項	目	細目			
管理費			8,742,000	8,794,316	△ 52,316
	会議費		87,000	97,733	△ 10,733
		理事会	52,000	67,563	△ 15,563
		役員会	5,000	2,730	2,270
		部会	30,000	27,440	2,560
	人件費	事務員賃金	3,000,000	3,549,834	△ 549,834
	事務費		5,045,000	4,609,958	435,042
		事務室借料	3,935,000	3,932,544	2,456
		電話使用料	140,000	136,116	3,884
		事務所費	970,000	541,298	428,702
	旅費		360,000	343,400	16,600
		理事会等	200,000	208,220	△ 8,220
		部会	160,000	135,180	24,820
	通信費		100,000	141,391	△ 41,391
	渉外費		150,000	52,000	98,000

科目名			a予算額	b支出済額	増減(a-b)
項	目	細目			
事業費			175,095,000	160,137,471	14,957,529
	定期総会		256,000	229,776	26,224
		資料印刷製本費	100,000	112,000	△ 12,000
		会場借上料	66,000	0	66,000
		看板、消耗品費等	90,000	117,776	△ 27,776
	自治会大会		455,000	398,520	56,480
		資料印刷製本費	60,000	60,000	0
		賞状筆耕印刷費	160,000	181,500	△ 21,500
		会場借上料	100,000	95,640	4,360
		看板作成取付費	45,000	0	45,000
		消耗品費	90,000	61,380	28,620
	広報発行費		3,732,000	3,590,000	142,000
		印刷費・配送費	3,730,000	3,589,200	140,800
		事務費	2,000	800	1,200
	地域情報紙発行費		14,570,000	14,460,800	109,200
		印刷費・配送費	14,550,000	14,440,800	109,200
		事務費	20,000	20,000	0
	納付金		60,000	50,000	10,000
		小田急多摩延伸促進協議会負担金	10,000	10,000	0
		さがみはら地球温暖化対策協議会負担金	30,000	30,000	0
		さがみはら生物多様性ネットワーク負担金	10,000	10,000	0
		相模原市児童虐待いじめ防止連絡会会費	10,000	0	10,000
	顕彰費		400,000	356,955	43,045
		地域活動功労者	370,000	329,455	40,545
		退任理事	30,000	27,500	2,500
	自治会等活動助成費		140,447,000	128,330,620	12,116,380
		市連活動推進奨励金	5,280,000	5,280,000	0
		地区連活動推進奨励金 (地区連・自治会長・単位自治会)	130,450,000	122,843,740	7,606,260
		加入促進奨励金	4,717,000	206,880	4,510,120
	活動費		15,175,000	12,720,800	2,454,200
		加入促進事業	100,000	46,400	53,600
		自治会加入促進重点プロジェクト	1,700,000	1,268,198	431,802
		自治会員専用割引拡充事業	9,795,000	9,934,670	△ 139,670
		情報発信強化事業	900,000	856,100	43,900
		保険料	20,000	16,770	3,230
		研修費等	650,000	598,662	51,338
		厚生事業運営費等	1,800,000	0	1,800,000
		ポスター作成費	210,000	0	210,000
返還金	補助金返還金		440,000	441,200	△ 1,200
		令和3年度事業費等に係る補助金返還金	364,000	364,000	0
		令和2年度事業費等に係る補助金返還金	76,000	57,000	19,000
		奨励金返還金	0	20,200	△ 20,200
慶弔費	弔慰金等		100,000	5,000	95,000
繰出金	記念事業基金繰出金		100,000	500,000	△ 400,000
予備費			200,000	0	200,000
合計			184,677,000	169,877,987	14,799,013

(収入-支出) 4,742,438

収入済額 174,620,425円 - 支出済額 169,877,987円 = 4,742,438円 を翌年度に繰り越します。

令和5年3月31日

相模原市自治会連合会

会長

竹田 幹夫

会計

穂 苺 律 二

(議案第2号)

令和4年度相模原市自治会連合会記念事業基金収支決算報告

令和4年4月1日～令和5年3月31日

<収入>

(単位:円)

科目名		a予算額	b収入済額	増減(b-a)
項	目			
繰入金	記念事業基金繰入金	100,000	500,000	400,000
繰越金	前年度繰越金	447,420	447,420	0
合計		547,420	947,420	400,000

<支出>

科目名			a予算額	b支出済額	増減(a-b)
項	目	細目			
事業費	記念事業		0	0	0
合計			0	0	0

<差引>

収入合計	947,420
支出合計	0
差引	947,420

収入済額 947,420 円－支出済額
翌年度に繰り越します。

0 円＝収支差引金額 947,420 円は、

令和5年3月31日

相模原市自治会連合会

会長

竹田 幹夫

会計

穂 苺 健 二

令和5年5月17日

相模原市自治会連合会
会長 竹田 幹夫 殿

相模原市自治会連合会監事 山口 信郎

相模原市自治会連合会監事 宮野 善三郎

会計監査報告

次のとおり、報告します。

- 1 監査期日 令和5年5月17日
- 2 監査対象 令和4年度相模原市自治会連合会の予算執行及び
現金出納状況
- 3 監査結果 (1) 適切に執行されていることを認めます。
(2) 現金出納簿、預金通帳、収入命令書及び支出
命令書を審査したところ、適正であることを認
めます。

以上

令和5年度相模原市自治会連合会事業計画(案)

事業理念

本会では、「相模原に住んでみたい」、「相模原に住んで良かった」、「相模原に住みつけたい」と誰もが思え、安全・安心で心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、「自治は笑顔と協働から」を合言葉に、活動に取り組んでまいります。

事業方針

本会は、自治会組織の強化と発展を図るため、市政への政策要望とその反映に向けて取り組むとともに、単位自治会・地区自治会連合会・本会が一体となり関係諸団体と連携し、目的や課題を共有し達成できるよう取り組んでまいります。

また、自治会運営の負担軽減に向けた見直しやSDGsの達成につながる取組の継続など、会員が楽しく自治会活動に関われるよう、次の事業に取り組んでまいります。

1 自治会活動の展開に向けて

- 1) 加入促進による自治会組織の強化と活動を推進します。
- 2) 市への政策提案・提言や市との協働を進め、課題解決に取り組みます。
- 3) 自治会活動の負担軽減を進めるため、新型コロナウイルス感染症を機に普及したりリモート会議のほか、新たな取組について検討します。
- 4) 充実したホームページと的確な情報ツールの有効活用について検討します。
- 5) まちづくり会議の主導や行政施策の方向付けを行う各種審議会等に参画します。
- 6) 5つのホームタウンチームへの支援を行います。

2 安全・安心なまちづくりに向けて

- 1) 青パトを使った防犯・交通安全パトロールを実施し、市民への啓発活動を行います。
- 2) 「地域防災計画」の活用や変化する災害に備えた避難所運営等の減災対策に取り組みます。
- 3) 防犯カメラの設置促進と効果ある運用の研究を行います。

3 会員の生活支援と環境を守る活動に向けて

- 1) SDGsパートナーとして、気候変動をはじめとした地球の環境を守る活動を推進します。
- 2) 自治会員専用割引事業について、自治会員応援店の更なる拡充等を推進します。
- 3) 米軍基地の返還を実現するための取り組みを促進します。
- 4) 様々な高齢者支援をはじめとする会員の福祉対策を推進します。
- 5) 子ども会組織の活性化と子どもの居場所づくりを推進します。
- 6) 青少年健全育成への支援を行います。

※具体的な取組等は相模原市自治会連合会のホームページで公開します。

令和5年度相模原市自治会連合会年間事業予定表

月	事業予定
4	●役員会（5日）・理事会（12日）
5	●役員会（10日）・理事会（17日） ●市民若葉まつり（13日・14日） ●役員会（31日）
6	●理事会（7日） ●地域活動功労者受賞感謝状贈呈式（18日） ●定期総会・レセプション（18日）
7	●役員会（5日）・理事会（12日）
8	●役員会（2日）・理事会（9日）
9	●役員会（6日）・理事会（13日） ●理事視察研修会（25日・26日）
10	●役員会（4日）・理事会（11日）
11	●「自治会報さがみはら」第82号発行（会員全世帯配布） ●役員会（1日）・理事会（8日） ●自治会加入促進重点キャンペーン
12	●役員会（6日）・理事会（13日）
1	●賀詞交換会（5日） ●役員会（9日）・理事会（12日）
2	●役員会（7日）・理事会（14日）
3	●「自治会報さがみはら」第83号発行（会員全世帯配布） ●役員会（6日）・理事会（13日） ●自治会加入促進キャンペーン ●「自治会員専用割引（Jichi Pass）発行（会員全世帯配布）」
通年	年間を通じて ●自治会の加入促進 ●ホームページや地域情報コーナーを活用した情報発信の強化に取り組んでいきます

* 上記のほか、部会・連絡会・自治会加入推進協議会を適宜開催します。

令和5年度相模原市自治会連合会収支予算(案)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(単位:円)

<収入>

科目名		a本年度予算額	b前年度予算額	増減(a-b)
項	目			
分担金	地区自治会連合会分担金	4,076,700	4,078,700	△ 2,000
補助金		26,103,000	35,898,000	△ 9,795,000
	市自治会連合会補助金	26,083,000	35,878,000	△ 9,795,000
	防犯灯施設賠償責任保険料補助金	20,000	20,000	0
奨励金	自治会等活動推進奨励金	136,104,000	141,327,000	△ 5,223,000
繰越金	前年度剰余金	4,742,438	2,894,215	1,848,223
雑収入	その他雑収入	403,862	479,085	△ 75,223
合計		171,430,000	184,677,000	△ 13,247,000

<支出>

科目名			a本年度予算額	b前年度予算額	増減(a-b)
項	目	細目			
管理費			8,970,000	8,742,000	228,000
	会議費		15,000	87,000	△ 72,000
		理事会	5,000	52,000	△ 47,000
		役員会	5,000	5,000	0
		部会	5,000	30,000	△ 25,000
	人件費	事務員賃金	3,400,000	3,000,000	400,000
	事務費		5,075,000	5,045,000	30,000
		事務室借料	3,935,000	3,935,000	0
		電話使用料	140,000	140,000	0
		事務所費	1,000,000	970,000	30,000
	旅費		290,000	360,000	△ 70,000
		理事会等	150,000	200,000	△ 50,000
		部会	140,000	160,000	△ 20,000
	通信費		140,000	100,000	40,000
	渉外費		50,000	150,000	△ 100,000

科目名			a本年度予算額	b前年度予算額	増減(a-b)
項	目	細目			
事業費			162,255,000	175,095,000	△ 12,840,000
	定期総会		235,000	256,000	△ 21,000
		資料印刷製本費	115,000	100,000	15,000
		会場借上料	0	66,000	△ 66,000
		看板、消耗品費等	120,000	90,000	30,000
	市連感謝状贈呈式		432,000	455,000	△ 23,000
		資料印刷製本費	60,000	60,000	0
		賞状筆耕印刷費	185,000	160,000	25,000
		会場借上料	117,000	100,000	17,000
		看板作成取付費	0	45,000	△ 45,000
		消耗品費	70,000	90,000	△ 20,000
	広報発行費		3,701,000	3,732,000	△ 31,000
		印刷費・配送費	3,700,000	3,730,000	△ 30,000
		事務費	1,000	2,000	△ 1,000
	地域情報紙発行費		15,767,000	14,570,000	1,197,000
		印刷費・配送費	15,747,000	14,550,000	1,197,000
		事務費	20,000	20,000	0
	納付金		60,000	60,000	0
		小田急多摩延伸促進協議会負担金	10,000	10,000	0
		さがみはら地球温暖化対策協議会負担金	30,000	30,000	0
		さがみはら生物多様性ネットワーク負担金	10,000	10,000	0
		相模原市児童虐待いじめ防止連絡会会費	10,000	10,000	0
	顕彰費		400,000	400,000	0
		地域活動功労者	350,000	370,000	△ 20,000
		退任理事	50,000	30,000	20,000
	自治会等活動助成費		137,260,000	140,447,000	△ 3,187,000
		市連活動推進奨励金	5,280,000	5,280,000	0
		地区連活動推進奨励金 (地区連・自治会長・単位自治会)	129,870,000	130,450,000	△ 580,000
		加入促進奨励金	2,110,000	4,717,000	△ 2,607,000
	活動費		4,400,000	15,175,000	△ 10,775,000
		加入促進事業	50,000	100,000	△ 50,000
		自治会加入促進重点プロジェクト	930,000	1,700,000	△ 770,000
		自治会員専用割引拡充事業	0	9,795,000	△ 9,795,000
		情報発信強化事業	900,000	900,000	0
		保険料	20,000	20,000	0
		研修費等	600,000	650,000	△ 50,000
		厚生事業運営費等	1,900,000	1,800,000	100,000
		ポスター作成費	0	210,000	△ 210,000
返還金	返還金		0	440,000	△ 440,000
		事業費等に係る補助金返還金	0	440,000	△ 440,000
慶弔費	弔慰金等		20,000	100,000	△ 80,000
繰出金	記念事業基金繰出金		100,000	100,000	0
予備費			85,000	200,000	△ 115,000
合計			171,430,000	184,677,000	△ 13,247,000

(議案第4号)

令和5年度相模原市自治会連合会記念事業基金収支予算(案)

令和4年4月1日～令和5年3月31日

<収入>

(単位:円)

科目名		a本年度予算額	b前年度予算額	増減(a-b)
項	目			
繰入金	記念事業基金繰入金	100,000	100,000	0
繰越金	前年度繰越金	947,420	447,420	500,000
合計		1,047,420	547,420	500,000

<支出>

科目名		a本年度予算額	b前年度予算額	増減(a-b)
項	目			
事業費	記念事業	0	0	0
合計		0	0	0

<差引>

収入合計	1,047,420
支出合計	0
差引	1,047,420

相模原市自治会連合会規約の一部改正 (案)

(改正理由)

相模原市自治会連合会の委員について、自治会活動の負担軽減等を鑑み、委員定数の見直しを行い、一部を改正するもの。

(改正内容)

別表に規定されている委員定数のうち、地区の均等割を3人から1人に改正する。

(新旧対照表)

現行条文				改正案					
<第1条～第9条 略> (委員) 第10条 本会に委員を置く。 2 委員の定数は、別表のとおりとし、地区自治会連合会が適宜な方法により選出した者をもって充てる。				<第1条～第9条 略> (委員) 第10条 本会に委員を置く。 2 委員の定数は、別表のとおりとし、地区自治会連合会が適宜な方法により選出した者をもって充てる。					
<第10条第3項～第25条 略> 附 則 この規約は、昭和44年6月28日から施行する。				<第10条第3項～第25条 略> 附 則 この規約は、昭和44年6月28日から施行する。					
<以下 略>				<以下 略>					
別表 (第10条関係)				別表 (第10条関係)					
地区自治会連合会 加入世帯数		委員定数 (人)		地区自治会連合会 加入世帯数		委員定数 (人)			
		均等割	世帯割	合計			均等割	世帯割	合計
5,000世帯未満		3	1	4	5,000世帯未満		1	1	2
5,000世帯以上 10,000世帯未満		3	2	5	5,000世帯以上 10,000世帯未満		1	2	3
10,000世帯以上 15,000世帯未満		3	3	6	10,000世帯以上 15,000世帯未満		1	3	4
15,000世帯以上		3	4	7	15,000世帯以上		1	4	5

令和5年度 相模原市自治会連合会役員・理事

役 職	氏 名	地 区
会 長	竹 田 幹 夫	星が丘地区自治会連合会会長
副会長	森 逸 雄	大野中地区自治会連合会会長
副会長	山 口 信 郎	大野北地区自治会連合会会長
副会長	宮 野 善三郎	藤野地区自治会連合会会長
会 計	穂 苺 健 二	新磯地区自治会連合会会長
監 事	小 林 充 明	上溝地区自治会連合会会長
監 事	安 藤 和 実	橋本地区自治会連合会会長
理 事	大 木 恵	大野南地区自治会連合会会長
理 事	割 柏 秀 規	光が丘地区自治会連合会会長
理 事	吉 田 貴 亮	横山地区自治会連合会会長
理 事	中 島 勝 平	麻溝地区自治会連合会会長
理 事	熊 谷 弘	津久井地区自治会連合会会長
理 事	佐 藤 金 男	大沢地区自治会連合会会長
理 事	丹 波 晴 道	清新地区自治会連合会会長
理 事	篠 塚 実希子	相模台地区自治会連合会会長
理 事	代 田 修	田名地区自治会連合会会長
理 事	鈴 木 泰 信	中央地区自治会連合会会長
理 事	入 谷 利 郎	小山地区自治会連合会会長
理 事	森久保 高 弘	相模湖地区自治会連合会会長
理 事	小 島 盛 生	城山地区自治会連合会会長
理 事	田 村 久 司	東林地区自治会連合会会長
理 事	松 嶋 保 和	相武台地区自治会連合会会長

令和5年度 相模原市自治会連合会委員名簿

No.	地区		氏名
1	橋本	1	西ヶ谷 勲
2	〃	2	高嶋 俊政
3	〃	3	小島 博司
4	〃	4	野崎 末治
5	〃	5	根本 一男
6	〃	6	原 昌美
7	大沢	1	新井 信康
8	〃	2	梶原 三千明
9	〃	3	下口 克己
10	〃	4	山口 哲夫
11	城山	1	林 和博
12	〃	2	中野 秀人
13	〃	3	雨宮 昭
14	〃	4	西川 正行
15	〃	5	宮寄 雅則
16	津久井	1	小川 邦生
17	〃	2	角田 栄次
18	〃	3	秋本 敏明
19	〃	4	井上 誠二
20	〃	5	井上 宣明
21	相模湖	1	佐々木 裕修
22	〃	2	新井 芳男
23	〃	3	山口 安弘
24	〃	4	竹上 豊二
25	藤野	1	佐藤 裕幸
26	〃	2	杉本 育男
27	〃	3	長田 丈夫
28	〃	4	山崎 文夫

No.	地区		氏名
29	小山	1	関口 邦夫
30	〃	2	常盤 久男
31	〃	3	江口 基明
32	〃	4	丸山 和加恵
33	〃	5	新田 弘子
34	清新	1	大山 孝
35	〃	2	郡谷 照雄
36	〃	3	小俣 広慈
37	〃	4	早川 久子
38	〃	5	平岡 陽子
39	横山	1	大久保 秀子
40	〃	2	坂元 俊美
41	〃	3	吉澤 徹
42	〃	4	蒔田 美代子
43	中央	1	浦上 裕史
44	〃	2	角田 実
45	〃	3	館脇 智幸
46	〃	4	田代 良治
47	〃	5	滝口 清吾
48	星が丘	1	坂本 洋三
49	〃	2	永井 芳男
50	〃	3	宇佐木田 和弘
51	〃	4	岡崎 繁和
52	光が丘	1	阿部 俊夫
53	〃	2	鈴木 勝雄
54	〃	3	南 雄二
55	〃	4	熊谷 由加
56	大野北	1	林 知治

令和5年度 相模原市自治会連合会委員名簿

No.	地 区		氏 名
57	大野北	2	岡 本 誠
58	〃	3	田 中 邦 一
59	〃	4	宮 崎 忠 三
60	〃	5	山 崎 章
61	〃	6	柿 沼 秀 康
62	田 名	1	山 田 秀 男
63	〃	2	花 房 博 文
64	〃	3	安 部 和 博
65	〃	4	田 所 茂 雄
66	〃	5	岸 浪 孝 志
67	上 溝	1	末 吉 良 二
68	〃	2	吉 川 孝
69	〃	3	佐 藤 勝
70	〃	4	畠 山 丈 正
71	〃	5	門 倉 一 雄
72	大野中	1	川 島 光 子
73	〃	2	細 谷 剛
74	〃	3	玉 利 博
75	〃	4	新 國 満
76	〃	5	萩 生 田 秀 利
77	〃	6	原 口 和 博
78	〃	7	高 田 祥 次
79	大野南	1	金 澤 秀 信
80	〃	2	中 村 洋 子
81	〃	3	瀬 戸 量 平
82	〃	4	若 林 輝 雄
83	〃	5	岩 本 典 裕
84	〃	6	山 形 文 明
85	〃	7	大 村 重 雄

No.	地 区		氏 名
86	麻 溝	1	伊 藤 信 裕
87	〃	2	小 山 芳 正
88	〃	3	岡 田 洋 一 郎
89	〃	4	金 子 久
90	新 磯	1	野 崎 雅 利
91	〃	2	斎 藤 満
92	〃	3	鈴 木 真 司
93	〃	4	建 川 一 茂
94	相模台	1	中 村 明
95	〃	2	柘 田 貞 明
96	〃	3	前 田 誠 一
97	〃	4	古 川 正 修
98	〃	5	小笠原 すみ子
99	〃	6	遠 藤 和 宜
100	相武台	1	鳴 島 昇
101	〃	2	黒 滝 幸 夫
102	〃	3	浅 田 聡
103	〃	4	奥 野 智
104	〃	5	長 堀 直 美
105	東 林	1	吉 村 建 志
106	〃	2	根 岸 秀 生
107	〃	3	斎 藤 良 幸
108	〃	4	高 橋 修 一
109	〃	5	荒 俣 大
110	〃	6	黒 子 信 雄

相模原市自治会連合会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、相模原市自治会連合会（以下「本会」という。）といい、事務所を相模原市中央区富士見6丁目6番23号けやき会館内に置く。

(組織)

第2条 本会は、相模原市内の地域住民の自治組織である自治会及び当該自治会が一定の地域で組織する地区自治会連合会（以下「自治会」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、自治会相互の緊密な連携を図り、住民福祉の向上と自治会の円滑な運営を促進し、良好な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉向上に関すること。
- (2) 自治会の運営に対する協力、援助に関すること。
- (3) 自治会に共通する課題についての調査研究に関すること。
- (4) 会員相互の親睦及び連帯意識の高揚に関すること。
- (5) 相模原市その他の団体とのパートナーシップによる連携及び協力に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員選出)

第7条 会長、副会長、会計、監事は、理事会において、理事の中から互選又は推せんにより選出する。

(任期等)

第8条 会長の任期は1期2年とする。ただし、1期を限度として再任することができる。

2 副会長、会計及び監事の任期は1期2年とする。ただし、同一役職については1期を限度として再任することができる。

3 前2項ただし書きの規定にかかわらず、本会の適切な運営のために役員が同一役職として2期を超えて在任することが必要であると理事会が認める場合には、1期を限度として再任することができる。

4 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事)

第9条 本会に理事を置く。

2 理事は、地区自治会連合会長をもって充てる。

3 理事は、本会の事業の執行、運営の協議にあたる。

(委員)

第10条 本会に委員を置く。

2 委員の定数は、別表のとおりとし、地区自治会連合会が適宜な方法により選出した者をもって充てる。

3 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。また、欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事は、委員を兼ねることができない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、委員をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を認定すること。

(3) その他理事会が必要と認める事項を決定すること。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を協議し、執行する。

(1) 総会で決定された事項を処理すること。

(2) 本会の運営上、必要な事項を企画立案すること。

(3) 理事会に委任された事項を処理すること。

(4) 必要と認める規程及び要綱を設け、又は改廃すること。

(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を協議する。

(1) 理事会へ提出の議案を立案すること。

(2) 緊急事項を処理すること。

(3) その他会長が必要と認めた事項

(専決処分)

第15条 前3条の各会議に規定する事項等で緊急を要するものは、会長はこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した事項については、次の総会又は理事会若しくは役員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(総会の招集等)

第16条 定期総会は、毎年1回年度初めに開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上より請求があったときに、会長が招集する。

3 総会の議長は、委員の互選により選出する。

(理事会の招集等)

第17条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(役員会の招集等)

第18条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(会議の成立等)

第19条 会議はすべて構成員の2分の1以上の出席（出席者への委任を行った者若しくはあらかじめ通知された事項について書面をもって表決した者の数を出席者に加えるものとする。）がなければ開くことはできない。

2 議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(部会)

第20条 本会に、次の部会を設ける。

名称	調査研究事項等
総務部会	本会及び自治会の組織、運営等に関すること。
広報部会	本会の活動等の広報及び公聴に関すること。
防災安全部会	本会及び自治会の防犯、防災及び交通等に関すること。

2 前項に掲げる部会のほか、理事会が必要があると認めたときは、特別部会を設けることができる。

3 各部会は、理事及び委員をもって組織する。

4 部会に属する理事は、理事会の同意を得て会長が委嘱するものとし、部会に属する委員は、地区自治会連合会において適宜な方法により選出されたもの1人を会長が委嘱する

ものとする。

- 5 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する理事が互選する。
- 6 部会長は、部会の会務を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、部会において調査研究した事項等を理事会に報告しなければならない。
- 8 会長は、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(連絡会)

第21条 本会に、次の連絡会を置く。

- (1) 緑区連絡会
- (2) 中央区連絡会
- (3) 南区連絡会

- 2 各連絡会は、その区に属する理事をもって構成する。
- 3 連絡会には、座長が必要と認めた場合は、他の区に属する理事が出席できるものとする。
- 4 連絡会の座長は、副会長をもって充て、会を代表する。
- 5 座長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 6 連絡会の結果は理事会に報告するものとし、決議事項は理事会の承認を得ることにより、その効力を発するものとする。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、会の事業及び運営を効率的に行うため、会長を除く役員の中から事務局長を置く。

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規約は、昭和44年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年6月19日から施行し、昭和45年11月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和47年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月13日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。ただし、第8条第1項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成2年6月16日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年6月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、別表（第10条関係）の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年6月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年6月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第10条関係）

地区自治会連合会加入世帯数	委員定数（人）		
	均等割	世帯割	合計
5,000世帯未満	3	1	4
5,000世帯以上10,000世帯未満	3	2	5
10,000世帯以上15,000世帯未満	3	3	6
15,000世帯以上	3	4	7

